平成２８年（フ）第１４５６号
福岡市中央区港３丁目７番12号
債務者　山田　並子
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５９４号
福岡市東区土井１丁目21番40―503号
債務者　園中　寿司
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６３７号
福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2744番地１
コーポ山口　１号
債務者　岩永エリナ
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６７４号
福岡市早良区野芥５丁目６番37号　油山病院、住民票上の住所福岡市早良区西新１丁目11番30号
債務者　寺田佐津美
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２１１号
長崎県長崎市田中町437番地19　レセンテ東長崎105号
債務者　岩本　勝彦
1　決定年月日時　平成28年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２２４号
長崎県長崎市滑石６丁目２番２―206号
債務者　山本　翔太
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１３６号
茨城県笠間市旭町469―１―Ｃ103、住民票上の住所茨城県笠間市押辺2738番地２
債務者　江橋　良隆
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２７５号
茨城県小美玉市羽鳥1703番地328　サンハイツＫ101
債務者　齋藤　庫人
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２７０号
愛知県犬山市松本町４丁目126番地　パールヒルズ306
債務者　大塚　祐樹
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１９９号
香川県高松市小村町303―１　バリュージュ グランＡ棟101号室、住民票上の住所香川県高松市出作町343番地４
債務者　大森　敬太
1　決定年月日時　平成28年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２２６号
香川県高松市上福岡町740番地10
債務者　夛田　栄祐
1　決定年月日時　平成28年11月21日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２３０号
香川県高松市郷東町587番地255　平成マンション408
債務者　太田　順子（旧姓岩木）
1　決定年月日時　平成28年11月21日午前11時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１５９３号
福岡市東区原田２丁目23番29号
債務者　三瀬　研一
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６０５号
福岡市城南区堤団地19番504号
債務者　野澤香穂里
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６０７号
福岡市博多区那珂１丁目41番36―105号
債務者　松本　光男
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６３２号
福岡市博多区千代５丁目１番４号
債務者　古賀　里香
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６４７号
福岡市早良区原４丁目８番５―302号
債務者　田中かおり
1　決定年月日時　平成28年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部